

令和8年度県居協働センターまっりの出店に関する要項

1 目的

県居協働センターまつり（以下、協働センターまつり）での出店および商品の販売を通じて、地域の賑わいの創出や一体感の醸成を図ることを目的とします。

2 開催日時および場所

日時：令和8年10月18日（日）午前10時から午後2時まで

場所：県居協働センター敷地内で、県居協働センターイベント事業実行委員会（以下、実行委員会という）が指定する区画で出店してください。

3 開催中止の判断

荒天等が事前に予測される場合：令和8年10月15日（木）正午までに

開催後の急な天候不良の場合：その時点

※ 決定結果は、出店担当者へ電話またはメールでお知らせします。

4 出店料

出店料は出店時間、出店場所にかかわらず1区画あたり1日1,000円です。

5 出店時間

午前10時から協働センターまつり開催時間内の任意の時間までとし、販売終了後の退場については午後1時以降から可能とします。なお、入場の際には出店許可書及び駐車許可証を提示してください。

6 出店条件

出店者は、下記の条件をすべて満たす方に限ります。

- ① 出店に必要な資材等はすべて各自でご用意ください。
- ② 販売品目に応じて、保健所等で出店許可に関する手続きを行ってください。
- ③ 火気を使用する器具等を取り扱う場合には、店内に消火器を設置してください。
- ④ 出店に伴い発生したゴミは、各自で回収しお持ち帰りください。
- ⑤ 酒類の販売及び宗教活動、政治活動、公序良俗に反する行為はしないでください。

7 出店の取消

下記の項目に該当すると実行委員会が判断した場合は、出店許可を取り消すことがあります。出店許可を取り消した場合でも納付いただいた出店料はお返しできません。この場合に生じる出店者のいかなる損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負いません。

- ① 第三者に出店に関する権利の全部または一部の譲渡、転貸をした場合。
- ② 出店申込書および誓約書の記載内容に、偽りがあると認められた場合。

- ③ 出店申込書に記載された内容と実際の出店内容が異なる場合。
- ④ 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動をした場合。
- ⑤ 危険物の持ち込み、人身事故の発生、建物・出店スペース・備品等を汚損、破壊、紛失した場合。
- ⑥ 音、振動、臭気等の発生により周囲に多大な迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ⑦ 実行委員会の指示に従わず、本順守事項に反すると判断した場合。

8 免責及び損害賠償

- ① 出店者が持ち込んだ物品（個人の貴重品等を含む）の盗難、破損事故については、その原因の如何を問わず、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ② 天変地異、関係各省庁からの指導、その他実行委員会の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害について実行委員会は一切の責任を負いません。
- ③ 出店者が協働センターの建物・出店場所・備品等を汚損、破壊、紛失した場合はその損害について全額を賠償請求します。
- ④ 出店者が本要項に反し、実行委員会が損害を被った場合は、その損害の全額を賠償請求します。
- ⑤ 実行委員会の責に帰すべき事由により、出店者に損害が発生した場合は、実行委員会は受領した出店料を限度としてその損害を賠償するものとします。ただし、出店者の損害の内、機会損失等の逸失利益については、その責任を負いません。

9 安全管理

- ① 出店者の責任の下、防災、防犯等の安全管理を行ってください。防災、防犯上の観点から、必要に応じて荷物や機材の移動をお願いすることがあります。
- ② 食品を取扱う場合には、食品衛生法に基づいて十分な衛生状態を確保してください。

10 出店後の原状回復

出店終了後は、使用前の状態まで回復してください。また、出店場所周辺の清掃を行ってください。

11 その他

値段の設定は節度あるものとし、過剰な利益を得ることがないようにしてください。また、販売品目が他団体と重なる場合は、内容について調整させていただくことがあります。

令和8年7月1日作成